

協働による地域づくり活動 に関する宣言書

近年、個人や企業あるいは地方公共団体では対応が難しい分野において、地域住民の自発的な活動として「新たな公共サービス」が盛んに提供されるようになってきた。

私たちは、行政による公共サービスとこれら「新たな公共サービス」とが協働することによって、更に豊かで暮らしやすい地域が形成されるものと確信する。

よって、県とこの「新たな公共サービス」の担い手である地域で活動する団体は、ここに、対等な関係の中で次の事項を確認し、協働による地域づくり活動をすすめることを共に宣言する。

この宣言書の趣旨を尊重し、地域活動団体と県の協働による地域づくり活動に積極的に取り組みます。

その証としてここに署名します。

平成19年 11月 9日

団体名

氏名（自署）

特定非営利活動法人 秋田国際交流友の会

佐藤 英明

氏名（自署）

秋 田 県 知 事

秋田興城

(地域づくり活動の定義)

第1 地域づくり活動とは、行政や地域住民自らの取り組みによる公共サービスの提供などを通じて、より暮らしやすく住みやすい地域をつくる活動である。

(地域づくり活動の本質)

第2 地域づくり活動は、地域住民が自主的に行うことが原点であるが、社会の進展とともに、長年、公共サービスの提供を行政に集中させてきた。しかしながら、多様化した住民ニーズに対して行政だけでは十分に応えることができなくなってきた。

そのため、地域づくり活動の原点を想起しつつ、地域住民と行政が協働して地域づくり活動をすすめていく必要がある。

(地域づくり活動の担い手)

第3 地域づくり活動をすすめる上で、行政と地域で活動する団体（以下「地域活動団体」という。）は、両輪としてそれぞれ重要な役割を担っている。

この場合、地域活動団体は、次の2種に大別される。

(1) NPO等

NPOに代表される一定の目的や趣旨に賛同した有志がつくる団体

(2) 地縁型団体

町内会・自治会に代表される一定の居住地をもとにした関係者がつくる団体

(公共サービスの領域)

第4 行政が提供するサービスと地域活動団体が提供するサービスの領域は、時代や地域によって異なるなど一義的・固定的なものではない。その中において、地域活動団体は、行政の特性からは取り組みにくい分野の公共サービスを、積極的に担うべきである。

また、行政はこうした地域活動団体の活動を十分に尊重しなければならない。

(NPO等の基本姿勢)

第5 NPO等は、自ら定めた目的に沿い、夢と希望を持てる地域づくりのため、住民に対してその活動への参加や支持・支援を呼びかける。

また、NPO等は、組織として自律し、財政・経営面でも自立を目指すとともに、透明性のある運営を行い、自らの情報を公開するように努める。

(地縁型団体の基本姿勢)

第6 地縁型団体は、地域における住民自治の基盤であり、NPO等との連携は極めて重要である。お互いにその特性を理解し、地域づくり活動において相乗効果を生み出すようにする。

(協働の基本姿勢)

第7 地域活動団体と県は、それぞれの特性についての相互理解が必要であり、また、両者の関係はあくまで対等であることを基本姿勢とする。

(協働の形態)

第8 地域づくり活動において、NPO等と県は協働することが重要であるが、その形態は、取

り組もうとする課題やNPO等と県が持つそれぞれの特性から多様である。

協働という形態の中にあつて、両者が目的を共有しながら目指すべき関係には、例えば次のようなものがある。

- (1) 参画 協働の視点を踏まえ、企画段階から事業の実施に参加する。
- (2) 委託・受託 専門性を生かして事業に参画し、事業を実施する。
- (3) 負担 公益性の観点から経費負担する。
- (4) 共催 共に主体となって事業を実施する。
- (5) 後援 公益性のある事業に対する信用効果を与える。

(県の支援)

第9 県は、地域活動団体の活動に対してその特性を尊重した支援を行う。

(県の情報提供)

第10 県は、NPO等の活動に係る情報を積極的に提供する。

(意見交換)

第11 県は、NPO等と情報交換・意見交換を積極的に行う。

(県の体制)

第12 県は、NPO等の活動に関し、県の各組織内の理解を深めるとともに、各組織の横断的な連携を推進する。

(市町村への働きかけ)

第13 県は、NPO等の活動に関し、その意義や地域づくり活動での役割の普及について積極的に市町村に働きかける。

(NPO等の自立)

第14 NPO等は、県への依存関係に陥ることのないよう努める。

(NPO等の情報発信)

第15 NPO等は、自ら情報収集を行うとともに、地域住民や市町村に対して、積極的に情報発信する。

(NPO等による政策提言)

第16 NPO等は、協働の理念や多様性を尊重した上で、積極的に政策提言等を行う。

(説明責任)

第17 NPO等と県は、協働にあたっては、地域住民に対して協働関係に至った経過、協働の内容及び協働する期間などについて説明責任を果たす。

(配慮すべき事項)

第18 この宣言書に署名した地域活動団体及び県は、この宣言の普及啓発に務めるものとするが、参加しない団体について、参加しないことを理由に不利益な扱いをしてはならない。